

委員会議案第 4 号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)10 月 13 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 赤 井 康 彦

彦根市議会会議規則の一部を改正する議会規則

彦根市議会会議規則(昭和 42 年彦根市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 83 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。